

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 基本的施策（第六条—第十条）

第三章 東日本大震災復興対策本部（第十一条—第二十三条）

第四章 復興庁の設置に関する基本方針（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公

共同体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の^{きずな}絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者

への支援その他の助け合いに努めるものとする。

第二章 基本的施策

(復興に関する施策の迅速な実施)

第六条 国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。

(資金の確保のための措置)

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。

二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

(復興債の発行等)

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

(復興に係る国の資金の流れの透明化)

第九条 国は、被災者を含めた国民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。

(復興特別区域制度の整備)

第十条 政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（以下「復興特別区域制度」という。）を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第三章 東日本大震災復興対策本部

(設置)

第十一条 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務
- (東日本大震災復興対策本部長)

第十三条 本部長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- (東日本大震災復興対策副本部長)

第十四条 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
- (東日本大震災復興対策本部員)

第十五条 本部に、東日本大震災復興対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣
 - 二 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- (幹事)

第十六条 本部に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。
- (現地対策本部)

第十七条 本部に、第十二条（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。

- 2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者の中から内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

- 4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。
- 5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

(東日本大震災復興構想会議の設置等)

第十八条 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。

- 2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 本部長の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。
 - 二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。
- 3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。
- 4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関)

第十九条 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。

(資料の提出その他の協力の要請)

第二十条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関(以下「東日本大震災復興構想会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第二十一条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。
- 5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置く。

(主任の大臣)

第二十二條 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十三條 この章に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 復興庁の設置に関する基本方針

第二十四條 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁（第三項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置するものとする。

- 2 復興庁は、期間を限って、置かれるものとする。
- 3 復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。
 - 一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務
 - 三 その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務
- 4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- 5 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 基本的施策（第六条—第十条の二）

第三章 削除

第四章 復興庁の設置に関する基本方針（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公

共同体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の^{きずな}絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者

への支援その他の助け合いに努めるものとする。

第二章 基本的施策

(復興に関する施策の迅速な実施)

第六条 国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。

(資金の確保のための措置)

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

- 一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。
- 二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

(復興債の発行等)

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

- 2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

(復興に係る国の資金の流れの透明化)

第九条 国は、被災者を含めた国民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。

(復興特別区域制度の整備)

第十条 政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（以下「復興特別区域制度」という。）を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(東日本大震災からの復興の状況の報告)

第十条の二 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。

(平二三法一二五・追加)

第三章 削除

(平二三法一二五)

第十一条から第二十三条まで 削除

(平二三法一二五)

第四章 復興庁の設置に関する基本方針

第二十四条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁（第三項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置するものとする。

- 2 復興庁は、期間を限って、置かれるものとする。
- 3 復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。
 - 一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務
 - 二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務
 - 三 その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務
- 4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- 5 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月一六日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二四年政令第二一号で平成二四年二月一〇日から施行)

一 附則第十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○東日本大震災復興対策本部令（平成二十三年政令第百八十二号）

内閣は、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第十七条第二項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（現地対策本部の名称、位置及び管轄区域）

第一条 東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）に置かれる現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
岩手現地対策本部	盛岡市	岩手県
宮城現地対策本部	仙台市	宮城県
福島現地対策本部	福島市	福島県

（東日本大震災復興対策本部長補佐）

第二条 本部に、東日本大震災復興対策本部長補佐（以下「本部長補佐」という。）二人を置く。

- 2 本部長補佐は、内閣官房副長官又は関係府省の副大臣若しくは大臣政務官たる東日本大震災復興対策本部員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。
- 3 本部長補佐は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、本部の事務局（以下単に「事務局」という。）の事務の総括及び事務局の職員の指揮監督に係る本部長の職務について本部長を補佐する。

（東日本大震災復興構想会議の議長及び委員の任期等）

第三条 東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 議長及び委員は、再任されることができる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長及び委員は、非常勤とする。

（会議の議長代理）

第四条 会議に、議長代理二人以内を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

- 2 議長代理は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。議長代理が二人置かれている場合にあつては、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議の特別顧問）

第五条 会議に、特別の事項について助言を求めるときは、特別顧問一人を置くことができる。

- 2 特別顧問は、卓越した識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する。
- 3 特別顧問は、非常勤とする。

(会議の専門委員会)

第六条 会議は、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、その議決により、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員二十人以内をもって組織する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会の委員のうちから会議の議長が指名する。
- 5 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。
- 6 専門委員会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(事務局次長)

第七条 事務局に、事務局次長三人以内を置く。

- 2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(事務局の参事官)

第八条 事務局に、参事官二十五人以内を置く。

- 2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(現地対策本部事務局長)

第九条 現地対策本部事務局に、現地対策本部事務局長を置く。

- 2 現地対策本部事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
- 3 現地対策本部事務局長は、当該現地対策本部に係る現地対策本部長の命を受け、当該現地対策本部事務局の局務を掌理する。

(事務局長等の勤務の形態)

第十条 事務局長、事務局次長及び参事官並びに現地対策本部事務局長は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

第十一条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が

定める。

(本部の運営)

第十二条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第二条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局」を「／国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局／東日本大震災復興対策本部に置かれる事務局／」に改める。

○復興庁設置法（平成二三年法律第百二十五号）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条－第四条）

第三章 組織

第一節 通則（第五条）

第二節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職（第六条－第十一条）

第三節 復興庁に置かれる職（第十二条）

第四節 復興推進会議等（第十三条－第十六条）

第五節 復興局（第十七条）

第六節 雑則（第十八条）

第四章 雑則（第十九条－第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条 内閣に、復興庁を置く。

（任務）

第三条 復興庁は、次に掲げることを任務とする。

- 一 東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- 二 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条 復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本

- 大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。
- 二 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。
- 三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。
- イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。
- ロ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。
- ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。
- 四 東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。
- 五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に関すること並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた東日本大震災からの復興に関し必要な事務
- 3 前項第三号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。

第三章 組織

第一節 通則

(組織の構成)

第五条 復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

- 2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職

(復興庁の長)

第六条 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。

- 2 内閣総理大臣は、復興庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

- 2 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、復興庁の命令として復興庁令を発することができる。
- 4 復興庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。
- 5 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 6 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- 7 内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(復興大臣)

第八条 復興庁に、復興大臣を置く。

- 2 復興大臣は、国务大臣をもって充てる。
- 3 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督

する。

- 4 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 5 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。
- 6 復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
- 7 復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(副大臣)

第九条 復興庁に、副大臣二人を置く。

- 2 復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
- 3 副大臣は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。
- 4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。
- 5 復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
- 6 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 7 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十条 復興庁に、大臣政務官を置くことができる。

- 2 大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
- 3 大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。
- 5 復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
- 6 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 7 前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。

(事務次官)

第十一条 復興庁に、事務次官一人を置く。

- 2 前項の事務次官は、復興大臣を助け、庁務を整理し、復興庁の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節 復興庁に置かれる職

第十二条 復興庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

- 2 復興庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。
- 3 前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節 復興推進会議等

(復興推進会議)

第十三条 復興庁に、復興推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。
 - 二 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第十四条 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

- 2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 副議長は、復興大臣をもって充てる。
- 4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
 - 二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 5 会議に、幹事を置く。
- 6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(復興推進委員会)

第十五条 復興庁に、復興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、

必要な協力を依頼することができる。

第十六条 委員会は、委員長及び委員十四人以内をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 復興局

第十七条 復興庁に、地方機関として、復興局を置く。

- 2 復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。
- 3 復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。
- 4 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩手復興局	盛岡市	岩手県
宮城復興局	仙台市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

- 5 復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定める。
- 6 前項の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。

第六節 雑則

(政令への委任)

第十八条 前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(職員)

第十九条 復興庁に、復興事務官、復興技官その他所要の職員を置く。

- 2 復興事務官は、命を受け、事務をつかさどる。
- 3 復興技官は、命を受け、技術をつかさどる。

(国会への報告等)

第二十条 政府は、第十二条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

- 2 政府は、少なくとも毎年一回復興庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

(復興庁の廃止)

第二十一条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十五条の規定 公布の日

二 第四条第二項第六号の規定及び附則第七条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）附則第二条の次に二条を加える改正規定（附則第二条の二第二項に係る部分に限る。） 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第九条第二項の認可の日の翌日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 附則第十二条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第十三条及び第十四条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五 附則第三条第一項（同項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の項（第六十一条の六第一項及び第六十一条の七第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）	第二十一条	内閣府を除く。）内閣府	内閣府及び復興庁を除く。）内閣府、復興庁
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法
	第二百四十五条の四第一項	内閣府設置法第四条第三項	内閣府設置法第四条第三項若しくは復興庁設置法第四条第二項
国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）	第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一	内閣府	内閣府、復興庁

	項並びに第六十一条の六第一項		
	第五十五条第一項	内閣府	内閣府及び復興庁
	第六十一条の七第一項	及び内閣府	、内閣府及び復興庁
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	第三十二条第一項	内閣府を除く。）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。）、内閣府、復興庁
国家行政組織法	第一条及び第二条	内閣府	内閣府及び復興庁
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）	第二条第四号	内閣府を除く。）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。）、内閣府、復興庁
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）	第五条第四項	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第二条第三号	内閣府を除く。）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。）、内閣府、復興庁
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	第二条第三号イ	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
	第百十一条	内閣府令	内閣府令、復興庁令
行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）	第二条第一項第一号	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）	第二十八条第三項第二号	及び内閣府設置法	、内閣府設置法
		特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）	特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）及び復興大臣
行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）	第一条第一項及び第二条	内閣府	内閣府、復興庁
交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）	第二条第十号イ	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
	第十五条第三項	及び内閣府設置法	、内閣府設置法
		特命担当大臣	特命担当大臣及び復興大臣

多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	第三条	内閣府	内閣府、復興庁
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）	第三条第七号イ	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
	第五条第六項	及び内閣府設置法 特命担当大臣	、内閣府設置法 特命担当大臣及び復興大臣
環境基本法（平成五年法律第九十一号）	第四十六条第三項	及び内閣府設置法	、内閣府設置法
		特命担当大臣	特命担当大臣及び復興大臣
高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）	第十六条第三項	及び内閣府設置法	、内閣府設置法
		特命担当大臣	特命担当大臣及び復興大臣
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）	第三条第一項	含む。）	含む。）
		第八条第五項	第八条第五項、復興庁設置法第七条第五項
		並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）	第三条第一項第四号イ	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	第四条第十六号	及び内閣府設置法	、内閣府設置法
		第五条第二項	第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第五条第二項
		各府省	各府省及び復興庁
	第四条第十七号	各府省	各府省及び復興庁
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）	第十二条	又は各省の内閣府令	、復興庁又は各省の内閣府令、復興庁令
構造改革特別区域法	第四十八条	又は各省の	、復興庁又は各省の内閣府令

(平成十四年法律第百八十九号)		内閣府令	(告示を含む。)、復興庁令
武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)	第二条第四号イ	並びに国家行政組織法	、復興庁並びに国家行政組織法
少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)	第十九条第三項	及び内閣府設置法	、内閣府設置法
		特命担当大臣	特命担当大臣及び復興大臣
公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)	第二条第四項第一号	国家行政組織法	復興庁、国家行政組織法
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)	第五十条第一項	関係府省	関係行政機関
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)	第六十九条	又は各省の内閣府令	、復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	第十七条第一項及び第五十六条第三項	内閣府令・	内閣府令・復興庁令・

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 各省(総務省にあっては、次号に掲げる機関を除く。)」とあるのは、

「三 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁

三の二 各省(総務省にあっては、次号に掲げる機関を除く。)

とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法(第二条第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四章(第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項及び第六十四条を除く。))及び第八十七条を除く。)中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令(告示を含む。)、主務省令」とあるのは「復興庁令(告示を含む。)、主務省令」と、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主

務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省の内閣府令」とあるのは「、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令」と、同法第八十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

（内閣府令の効力に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定（内閣府本府の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の相当規定（復興庁の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行前に東日本大震災復興特別区域法の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第三項の規定により読み替えて適用する東日本大震災復興特別区域法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

（処分等に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされている認定の申請その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣に対してされた認定の申請その他の行為とみなす。

（内閣法の一部改正）

第六条 内閣法の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、同項

中「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の二及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 前条第四項の規定にかかわらず、復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号（イ(1)及び(2)並びにロ（イ(1)及び(2)に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

(組織の構成の特例)

第二条の三 復興庁が廃止されるまでの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「国家行政組織法」とあるのは、「復興庁及び国家行政組織法」とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

(副大臣の定数等の特例)

第三条の二 第十三条第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、副大臣の定数は、復興庁設置法第九条第一項の復興副大臣の職を兼ねる副大臣（次項において「兼職復興副大臣」という。）を除き、三人とする。

2 第十三条第二項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務（大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）のうち東日本大震災からの復興に関連するもの（以下この項において「東日本大震災復興関連事務」という。）に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣についての第十三条第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

(東日本大震災復興基本法の一部改正)

第八条 東日本大震災復興基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「東日本大震災復興対策本部（第十一条一第二十三条）」を「削除」に改める。

第二章中第十条の次に次の一条を加える。

(東日本大震災からの復興の状況の報告)

第十条の二 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十一条から第二十三条まで 削除

(東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の一部改正)

第九条 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「東日本大震災復興対策本部」を「復興庁の長である内閣総理大臣」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び」を削り、同条第四項中「並びに東日本大震災復興基本法第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣」を削り、「同法」を「東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十一条 東日本大震災復興特別区域法の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十一条第四項中「東日本大震災復興対策本部が作成した」を削り、「について」を「を作成し、」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条のうち内閣府設置法附則第三条の改正規定中「前条第二項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に、「前条第三項」を「附則第二条第三項」に、「前条第一項」を「附則第二条第一項」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(復興庁設置法の一部改正)

第八十一条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の項を次のように改める。

国家公務員法（昭	第三十二条第一項	内閣府	内閣府及び復興庁
----------	----------	-----	----------

和二十二年法律第 百二十号)			
	第四十七条第一 項、第百六十四 条第二項及び第 四項並びに第 百六十八 条第一項	内閣府	内閣府、復興庁
	第四十八条第一 項	及び内閣府	、内閣府及び復興 庁

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前である場合には、前条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第八十一条」とあるのは、「第七十九条」とする。

2 前項の場合において、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律附則第三条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第七十九条」とあるのは、「第八十条」とする。

3 第一項の場合において、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）附則第七条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第八十条」とあるのは、「第八十一条」とする。

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣総理大臣署名)

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条—第四条）

第三章 組織

第一節 通則（第五条）

第二節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職（第六条—第十一条）

第三節 復興庁に置かれる職（第十二条）

第四節 復興推進会議等（第十三条—第十六条）

第五節 復興局（第十七条）

第六節 雑則（第十八条）

第四章 雑則（第十九条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条 内閣に、復興庁を置く。

（任務）

第三条 復興庁は、次に掲げることを任務とする。

一 東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。

二 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条 復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために

必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。
- 二 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。
- 三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。
 - イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。
 - ロ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。
 - ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。
- 四 東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体に対し、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。
- 五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第十四項に規定する福島復興再生計画の認定に関すること、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事

業に関する事、同法第十七条の二第六項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する事、同法第十七条の九第六項に規定する特定帰還居住区域復興再生計画の認定に関する事、同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に関する事、同法第三十四条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金の配分計画に関する事、同法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関する事、同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に関する事、同法第八章に規定する福島国際研究教育機構に関する事並びに同法第七条第五項第一号に規定する産業復興再生事業、同条第七項第二号に規定する重点推進事業、同法第三十四条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等及び同法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に関する事並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

八 前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策に関する事（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた東日本大震災からの復興に関し必要な事務

3 前項第三号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。

（平二四法二五・平二五法一二・平二七法二〇・平二九法三二・令二法四六・令四法五四・令五法四九・一部改正）

第三章 組織

第一節 通則

（組織の構成）

第五条 復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、

行政機能を発揮しなければならない。

(令三法三六・一部改正)

第二節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職

(復興庁の長)

第六条 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。

- 2 内閣総理大臣は、復興庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

- 2 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、復興庁の命令として復興庁令を発することができる。
- 4 復興庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。
- 5 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。
- 6 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。
- 7 内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(平二六法二二・一部改正)

(復興大臣)

第八条 復興庁に、復興大臣を置く。

- 2 復興大臣は、国务大臣をもって充てる。
- 3 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。
- 4 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関

係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

- 5 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。
- 6 復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。
- 7 復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(副大臣)

第九条 復興庁に、副大臣二人を置く。

- 2 復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
- 3 副大臣は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。
- 4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。
- 5 復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
- 6 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 7 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十条 復興庁に、大臣政務官を置くことができる。

- 2 大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
- 3 大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。
- 5 復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
- 6 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 7 前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。

(大臣補佐官)

第十条の二 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができ

る。

- 2 大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
- 3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 4 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
- 5 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
- 6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。
- 7 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（平二六法二二・追加）

（事務次官）

第十一条 復興庁に、事務次官一人を置く。

- 2 前項の事務次官は、復興大臣を助け、庁務を整理し、復興庁の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節 復興庁に置かれる職

第十二条 復興庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

- 2 復興庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。
- 3 前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節 復興推進会議等

（復興推進会議）

第十三条 復興庁に、復興推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。
 - 二 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第十四条 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

- 2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 副議長は、復興大臣をもって充てる。

- 4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
 - 二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 5 会議に、幹事を置く。
- 6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
(復興推進委員会)

第十五条 復興庁に、復興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。
 - 三 福島復興再生特別措置法第一百二十二条第四項、第一百五十五条第六項又は第一百六条第二項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する主務大臣に意見を述べること。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であって調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(令四法五四・一部改正)

第十六条 委員会は、委員長及び委員十四人以内をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 復興局

第十七条 復興庁に、地方機関として、復興局を置く。

- 2 復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。
- 3 復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。
- 4 復興局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 5 復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定める。
- 6 前項の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。

(令二法四六・一部改正)

第六節 雑則

(政令への委任)

第十八条 前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(職員)

第十九条 復興庁に、復興事務官、復興技官その他所要の職員を置く。

- 2 復興事務官は、命を受け、事務をつかさどる。
- 3 復興技官は、命を受け、技術をつかさどる。

(国会への報告等)

第二十条 政府は、第十二条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

- 2 政府は、少なくとも毎年一回復興庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

(復興庁の廃止)

第二十一条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

(令二法四六・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二四年政令第二一号で平成二四年二月一〇日から施行)

一 附則第十五条の規定 公布の日

二 第四条第二項第六号の規定及び附則第七条中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)附則第二条の次に二条を加える改正規定(附則第二条の二第二項に係る部分に限る。) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号) 第九条第二項の認可の日の翌日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(認可の日の翌日=平成二四年二月一七日)

(平二六法二二・一部改正)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)	第二十一条	及びデジタル庁 及び各省	、デジタル庁及び復興庁 、復興庁及び各省
	第二百四十五条	国家行政組織法	復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号) 第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	第二百四十五条の四 第一項	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
	第十九条第二項及び 第四項、第二十五条 第一項並びに第六十一条の七第一項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

	第五十五条第一項及び第六十一条の八第一項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）	第六条の二第五項	若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	第三十二条第一項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		、デジタル庁	、デジタル庁、復興庁
国家行政組織法	第一条及び第二条	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）	第二条第四号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）	第五条第四項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第二条第三号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省を	、復興庁及び各省を
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	第二条第三号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第百十一条	又は省令	、復興庁令又は省令
行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）	第二条第一項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
消費者基本法（昭和四十三年法律第七十号）	第二十八条第三項第二号	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣

八号)			
行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）	第一条第一項及び第二条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）	第二条第十号イ 第十五条第三項第四号	デジタル庁 及びデジタル大臣	デジタル庁、復興庁 、デジタル大臣及び復興大臣
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）	第二十条の二	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	第三条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四十四年法律第七十九号）	第三条第九号イ 第五条第六項	デジタル庁 及びデジタル大臣	デジタル庁、復興庁 、デジタル大臣及び復興大臣
環境基本法（平成五十四年法律第九十一号）	第四十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）	第十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律	第三条第一項	若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）	、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第七条第三項若しくは国家行政組織法（昭和

(平成八年法律第八十五号)			二十三年法律第二百十号)
		デジタル庁設置法第七条第五項	デジタル庁設置法第七条第五項、復興庁設置法第七条第五項
		デジタル庁並びに	デジタル庁、復興庁並びに
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (平成十一年法律第六十号)	第三条第一項第四号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号)	第四条第一項第九号	及びデジタル庁設置法 (令和三年法律第三十六号) 第五条第二項	、デジタル庁設置法 (令和三年法律第三十六号) 第五条第二項及び復興庁設置法 (平成二十三年法律第二百二十五号) 第五条第二項
		各府省及びデジタル庁	各府省、デジタル庁及び復興庁
	第四条第一項第十号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号)	第二十条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号)	第四十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令 (告示を含む。) 又は省令

武力攻撃事態等及び 存立危機事態におけ る我が国の平和と独 立並びに国及び国民 の安全の確保に関す る法律（平成十五年 法律第七十九号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
公益通報者保護法 （平成十六年法律第 百二十二号）	第二条第四項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
民間事業者等が行う 書面の保存等におけ る情報通信の技術の 利用に関する法律 （平成十六年法律第 百四十九号）	第九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
競争の導入による公 共サービスの改革に 関する法律（平成十 八年法律第五十一 号）	第五十二条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
道州制特別区域にお ける広域行政の推進 に関する法律（平成 十八年法律第百十六 号）	第三十条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含 む。）又は省令
オウム真理教犯罪被 害者等を救済するた めの給付金の支給に 関する法律（平成二 十年法律第八十号）	第十八条	若しくはデジタル庁設 置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四 条第二項若しくは復興 庁設置法第四条第二項

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第六十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	第十七条第一項及び第五十六条第三項	内閣府令・	内閣府令・復興庁令・
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）	第百四十七条第三項	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）	第三十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	第二十一条	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）	第五条第二項	内閣府	内閣府、復興庁
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）	第二条第二項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省	、復興庁及び各省
	第十四条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号) 第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 デジタル庁設

置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁」とあるのは、「／三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁／三の二 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁／」とする。

- 3 復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法（第二条第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四章（第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項及び第六十四条を除く。）及び第八十七条を除く。）中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）・主務省令」と、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省」とあるのは「、復興庁又は各省」と、「又は省令」とあるのは「、復興庁令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

（平二四法三一・平二四法四七・平二五法九八（平二五法一〇七）・平二五法四八（平二五法一〇七）・平二五法一〇七・平二六法二二・平二七法六六・平二七法七六・平三〇法二五・平三〇法二六・令元法一六・令三法五・令三法七〇・令三法三六・令四法三九・令四法五八・令四法七七・令五法六三・一部改正）

（内閣府令の効力に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定（内閣府本府の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の相当規定（復興庁の所掌事務に係るものに限る。）に基づ

いて発せられた相当の第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

- 2 この法律の施行前に東日本大震災復興特別区域法の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第三項の規定により読み替えて適用する東日本大震災復興特別区域法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

(処分等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為(当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。)は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされている認定の申請その他の行為(当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。)は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣に対してされた認定の申請その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年三月三十一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十二條、第二十六條、第二十七條、第五章第一節及び第六章並びに附則第三條、第六條、第八條から第十三條まで、第十七條、第二十四條及び第二十六條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二四年政令第一五〇号で平成二四年五月三〇日から施行)

(政令への委任)

第二十七條 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年五月一日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二五年政令第一二一号で平成二五年四月一三日から施行)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二四年政令第二二八号で平成二四年九月一九日から施行)

附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日＝平成二六年四月一日)

附 則 (平成二五年一二月一一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第一二号で平成二六年一月二〇日から施行)

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第五条及び第六条の規定 この法律の公布の日又は産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(この法律の公布の日＝平成二五年一二月一三日)

(産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 産業競争力強化法の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の前日である場合には、前条のうち産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）」とする。

（復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条 この法律の公布の日が産業競争力強化法の公布の前日である場合には、附則第五条（産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定に係る部分に限る。）及び第六条の規定は、適用しない。

附 則 （平成二六年四月一八日法律第二二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

（平成二六年政令第一九〇号で平成二六年五月三〇日から施行）

（処分等の効力）

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によってしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもって規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 （平成二七年五月七日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月三〇日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二八年政令第八三号で平成二八年三月二九日から施行）

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年五月二三日法律第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成三〇年政令第一八〇号で平成三〇年六月六日から施行）

附 則 （平成三〇年五月二三日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成三〇年政令第二六四号で平成三〇年九月二五日から施行）

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

(令和元年政令第一八二号で令和元年一二月一六日から施行)

附 則 (令和二年六月一二日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条中福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第七項の改正規定、同法第四十八条の五第三項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十八条の十第三項の改正規定、同法第四十八条の十二の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章中第八十九条の次に節名及び十二条を加える改正規定（十二条を加える部分に限る。）、第四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十二条第三項に一号を加える改正規定、第五条中特別会計に関する法律附則第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法附則第十二条の三を同法附則第十二条の四とする改正規定及び同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条、第十条、第十八条、第十九条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条から第三条までの規定による改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年二月三日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定、第八条の規定(次

号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (令和四年五月九日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和四年政令第二五三号で令和四年十一月一日から施行)

附 則 (令和四年五月二七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和四年政令第二一七号で令和四年六月一七日から施行)

附 則 (令和四年六月一日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和四年政令第二七七号で令和四年八月三一日から施行)

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年六月九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

○復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）（抄）

附 則

（東日本大震災からの復興に関する知見の活用）

第三条 政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興の一層の推進に当たり、東日本大震災からの復興の進捗状況が被災地域ごとに異なること等に鑑み、復興が進展している地域における取組に係る情報を復興の途上にある地域へ提供するなど、東日本大震災からの復興に関する施策の実施を通じて得られた行政の内外の知見を活用するものとする。